

令和7年度第5回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和7年8月5日（火）
午後2時00分～午後3時20分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 20人
会 長 23番 長谷 幹夫
会長代理 22番 金田 修一 24番 金木 洋子
委 員 1番 牧野 和吉 2番 各川 豊章
3番 茂 清志 5番 国谷 晃
6番 中村 敏 7番 大道 勝則
8番 木下 幸雄 9番 北森 康雄
10番 坂井 義彦 11番 森川 重光
12番 北山 久雄 14番 杉林 清則
15番 熊南 昭浩 16番 山崎 修
17番 西田 清範 18番 林 作三
21番 山崎 巖
4. 欠席委員 2名 4番 加藤 輝夫 20番 大橋 芳信
5. 議題 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第15号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について
議案第16号 事業計画の変更申請について
議案第17号 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項の規定による変更承認について
議案第18号 競売買受適格証明書の交付について
報告事項第18号 農地法第3条の3の規定による受理について
報告事項第19号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項第20号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について
報告事項第21号 農地法第4条第1項の規定による届出の受理の取消しについて
報告事項第22号 非農地証明書の交付について

議 事

事務局 本日の月次総会につきましては、4番 加藤委員、20番 大橋委員より欠席届があり、出席委員数は20名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員総数22名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

議事の進行については、長谷会長にお願いします。

会長 それでは、ただ今より令和7年度第5回富山市農業委員会月次総会を開催します。

会長 それでは、議事に入ります。
本日は、議案5件、報告事項5件でございます。
本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。
18番 林 委員、21番 山崎 委員、両委員にお願いしたいと思います。

会長 議事に入る前にタブレットに送付してある議案書データをお開きください。
ご準備はよろしいでしょうか。

会長 それでは、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第14号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案第14号議案 位置図も併せてご覧ください。

議案書は1ページから14ページまでです。

今回の申請件数は、14件で、申請面積は44,022㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類について説明します。議案書2ページをご覧ください。

1番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。申請地が

自宅に近く、耕作に便利のため譲り受けるものです。申請農地ではコシヒカリを栽培する予定です。

2番は、相手方の要望のため、所有権を移転するものです。譲受人は申請地が自宅から通える場所にあるため譲り受けるものです。申請農地では、水稻を栽培する予定です。

3番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は、地域の中心経営体です。申請地ではコシヒカリを栽培する予定です。

4番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。申請地が自宅に近く耕作に便利のため譲り受けるものです。申請農地ではジャガイモを栽培する予定です。

5番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。申請地が自宅に隣接しており耕作に便利のため譲り受けるものです。申請農地ではジャガイモや大根などを栽培する予定です。

6番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。申請地が自宅に近く、耕作に便利のため譲り受けるものです。申請農地ではさといも、ねぎなどを栽培する予定です。

7番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は新規農家です。申請農地では、野菜を栽培予定です。

8番は、財産の処分のため、所有権を移転するものです。譲受人は申請地が自宅に近く、農業経営規模拡大のために譲り受けるものです。申請農地では水稻を栽培する予定です。

9番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は、地域の中心経営体です。申請地では、水稻を栽培予定です。

10番は、相手方の要望のため、所有権を移転するものです。譲受人は新規農家です。農地ではナス、トマト、きゅうりなどを栽培する予定です。

11番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は新規農家です。申請農地では野菜を栽培する予定です。

12番、13番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。申請地が自宅に近く、耕作に便利のため譲り受けるものです。申請農地では観葉植物などを栽培する予定です。

14番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。申請地では、コシヒカリを栽培予定です。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、

ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、全件、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、議案第15号「農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請について」及び、議案第16号「事業計画の変更申請について」を、一括して事務局から説明をお願いします。
なお、前回総会で、委員より質問のあった「農地法第5条許可に農業委員会が関与できる根拠」を議案説明の前に回答してください。

事 務 局 まずはじめに、委員から質問のあった農地転用に農業委員会が関与できる根拠についてご回答いたします。

4条許可については、農地法第4条第3項に「転用許可申請書の提出があったときは、その申請に対して意見書を送付する」と記載されております。5条許可についても、農地法第5条第3項に「第4条第3項の規定を準用する。」と記載がありますので、5条許可においても4条許可と同様に農業委員会が意見書を送付することになり、関与できるとしております。改めて、条文等の確認をお願いいたします。

それでは、議案第15号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

議案書は15ページから25ページになります。

7月総会でご審議いただきました案件については、全件許可となりましたのでご報告いたします。

今回、4条申請が1件、5条申請が12件、合計面積は15,217.11㎡です。位置図も併せてご確認ください。

また、農振除外案件は議案書の備考欄に記載しており、今回は4条申請1番、5条申請1番、2番、4番、11番の5件でございます。

議案書の16ページをご覧ください。

4条申請1番は、富山地域新保地区において、農機具格納庫を整備する計画でございます。申請人は、当地区にて農業を営んでおり、今後も継続して営農していく予定です。敷地内にある農機具格納庫2棟のうち、建築基準法に適合しない1棟を解体するに当たり、農機具の保管場所が不足することから、申請地において新たに農機具格納庫を

整備するため今回申請されたものでございます。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地であることから、農地区分は「第1種農地」、許可基準は「集落接続」を適用しております。

議案書の18ページをご覧ください。

5条申請1番は、富山地域山室中部地区において、資材置場を拡張する計画でございます。申請人の〇〇は、主に広告看板等の製作・設置業務を行っておりますが、老朽化し撤去した看板や新たに製作する看板等の作業・保管スペースが不足することから、申請地において新たに資材置場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地であることから、農地区分は「第1種農地」、許可基準は「既存地拡張」を適用しております。

5条申請2番は、富山地域新保地区において、農家住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在、同地区において両親と共に農業を営んでおりますが、現在のアパートから耕作地まで移動に時間がかかり、今後も継続して営農していくために、耕作地付近の申請地に農家住宅を建築するため今回申請されたものでございます。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する市街化調整区域内の農地で、特に良好な営農条件を備えていることから、農地区分は「甲種農地」、許可基準は「集落接続」を適用しております。

5条申請3番は、富山地域月岡地区において、砂利採取業者による陸砂利採取の一時転用の計画でございます。申請地は、農業振興地域の農用地域内ですが、砂利採取業者が砂利の採取後、直ちに採取跡地の埋め戻し等の処理を行うことが担保されており、その復元に関する計画が当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する観点から適当であると認められ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断できることから、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。期間は許可日から2年間となっております。また、この案件については3,000㎡を超える申請でありますので富山県農業会議への諮問案件となります。

議案書の20ページをご覧ください。

5条申請4番は、富山地域藤ノ木地区において、駐車場敷地を拡張する計画でございます。申請人の●●は、主に自動車修理・整備業を行っておりますが、申請地は数年前ほど前から修理待ちの自動車を置く駐車場として使用しており、今回是正するため申請されたものでございます。申請地はすでに雑種地化されており、申請書には始末書の添付がございます。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地であることから、農地区分は「第1種農地」、許可基準は「既存地拡張」を適用しております。

5条申請5番は、富山地域五福地区において、一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在、県外で居住しておりますが、農作業等の手伝いをするため、実家に隣接する申請地において住宅建築の申請されたものでございます。申請地は、鉄道の駅から半径500メートルの範囲内にある農地であることから、農地区分は「第2種農地」、許可基準は「代替可能性なし」を適用しております。

5条申請6番は、富山地域神明地区において、農業用倉庫敷地を整備する計画でございます。転用の概要といたしましては、先代の頃から農業用倉庫として使用しており、今回これを是正するため申請されたものでございます。申請地はすでに宅地化されており、申請書には始末書の添付がございます。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地であるが、過去に土地改良事業が実施されていることから、農地区分は「第1種農地」、許可基準は「農業用施設」を適用しております。

5条申請7番は、富山地域長岡地区において、農機具置場及び駐車場を整備する計画でございます。申請人の△△は、農業を営む認定農業者でございます。転用の概要といたしましては、以前より申請地の一部を駐車場として使用しており、また、農機具置場の返却に伴い、農機具置場のスペースが不足することから、新たに農機具置場も整備するため今回申請されたものでございます。申請地はすでに一部宅地化されており、申請書には始末書の添付がございます。申請地は、農用地区域内農地に指定されていることから、農地区分は「農用地区域内農地」、許可基準は「農業用施設」を適用しております。

議案書の22ページをご覧ください。

5条申請8番は、大沢野地域大久保地区において、一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、現在居住している家屋はかなり老朽化しており、かつ、交通の便など利便性が悪いため、申請地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は、半径500メートルの範囲内に医療機関があり、前面道路に公共上下水道管が埋設されていることから、農地区分は「第3種農地」、「原則許可案件」となります。

5条申請9番は、大山地域大庄地区において、一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請地には既に未登記家屋が建築されておりますが、当時の土地の所有者が所在錯誤により、農地の所在地に建築されていたことが判明し、これを是正するため今回申請されたもので、始末書の添付もでございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地であることから、農地区分は「第3種農地」、「原則許可案件」となります。

5条申請10番は、八尾地域保内東部地区において、一般住宅を建

築する計画でございます。転用の概要といたしましては、家族が増え手狭になってきたことにより、妻の実家に近い申請地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地であることから、農地区分は「第3種農地」、「原則許可案件」となります。

議案書の24ページをご覧ください。

5条申請11番は、婦中地域婦中熊野地区において、資材置場を整備する計画でございます。申請人の▲▲は、主に土木工事や除雪業務を請け負っておりますが、事業の拡大に伴い、建築資材や土砂等の作業・保管スペースが不足することから、申請地において新たに資材置場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の集団規模に属する農地であることから、農地区分は「第1種農地」、許可基準は「集落接続」を適用しております。

5条申請12番は、婦中地域神保地区において、資材置場を整備する計画でございます。申請人の□□は、主に建築業全般を行っておりますが、今年の冬より除雪業務を請け負うことになり、大型機械等の保管スペースが不足することから、申請地において新たに資材置場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の集団規模に属する農地であることから、農地区分は「第1種農地」、許可基準は「集落接続」を適用しております。

続きまして、議案第16号事業計画の変更申請についてご説明いたします。

議案書26ページをご覧ください。

1番について、議案書22ページの5条申請8番で記載した案件でございます。この農地につきましては、当初計画者が平成12年5月に「一般住宅敷地」で農地法第5条の許可を受け所有権移転を行いました。その後、計画者の体調不良等の事情により、盛土までされましたが目的未達成となっていた土地でございます。

今回、この土地について、新たな承継者が「一般住宅敷地」として使用するため、事業計画の変更を申請されたものでございます。概要につきましては、備考欄をご覧ください。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第15号「農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について」は、全件、「許可相当」と意見を付して、議案第16号「事業計画の変更申請について」は、「承認相当」と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第17号「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項の規定による変更承認について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第17号特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項の規定による変更承認についてご説明いたします。

議案書は28ページをご覧ください。

変更申請のあった「とやまスローライフ市民農園」は、平成21年3月4日に特定農地貸付けの承認を受けた市民農園でございます。

今回、市民農園の対象となっている農地について、筆数の減少等により、面積に変更があったため、変更承認を求めるものでございます。

なお、対象農地一覧表及び図面については、議案書29ページをご覧ください。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました同法施行令の規定による変更承認について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第17号の変更については、「承認」とすることといたします。

会 長 続きまして、議案第18号「競売買受適格証明書の交付について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第18号買受適格証明書の発行についてご説明いたします。
議案書30ページをご覧ください。

議案書に記載の不動産に対する担保不動産競売事件について、申請人より競売買受適格証明書の発行を申請されたものです。申請人は、落札者となった場合には富山に移住し、梅を栽培する予定とのことです。証明書交付基準ですが、3条許可基準と同様で、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、願出書類においては各要件を満たしています。

また、申請人が落札者となり、裁判所により売却決定されましたら、改めて農地法3条の許可申請書を提出することとなり、会長の専決処分により許可することについて、お諮りするものであります。

以上でございます。

会長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会長 それでは、ただ今、説明がありました「競売買受適格証明書の交付について」、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

■ ■ 委員 証明手数料はいくらなのですか？

事務局 こちらの証明書については、手数料はいただいておりません。

■ ■ 委員 わかりました。それから、入札期間が9月24日～10月1日とのことですが、これは9月の総会までに審議しないと入札に参加できないということでしょうか？

事務局 そうです。

■ ■ 委員 自分も入札に参加したいと、後になってバタバタすることにはならないでしょうか？

事務局 農地の競売等の入札に参加するには、買受適格証明書が必要となりますが、現時点では他に相談がありませんので、そのようなことはないものと考えております。

会長 ほかにご意見・ご質問等ございますか。
特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり交付するこ

と、また交付者が競売の落札者となり、農地法第3条の申請をした場合の許可については、専決処分とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第18号「競売買受適格証明書
の交付等について」は、決定及び、承認することといたします。

会 長 それでは次に、報告事項に移らせていただきます。

第18号 農地法第3条の3の規定による受理について

第19号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第20号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の
規定による受理について

第21号 農地法第4条第1項の規定による届出の受理の取り消
しについて

第22号 非農地証明書の交付について

を、一括して説明をお願いします。

事 務 局 報告事項第18号農地法第3条の3の規定による受理について、ご
報告します。

議案書は、32ページから39ページです。

今回の受理件数は20件で、全て相続により所有権を取得したもの
です。

続きまして、報告事項第19号農地法第18条第6項の規定による
賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。

議案書は、40ページから42ページです。

解約件数は10件で、解約面積は20,769㎡です。今回の解約
に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

続きまして、報告事項第20号農地法第4条第1項第7号及び第5
条第1項第6号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書は43ページから48ページをご覧ください。

今回の受理件数は、4条が5件、5条が11件、合計面積は8,8
58.00㎡です。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。
なお、事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同
日で受理する予定のものはございません。

続きまして、報告事項第21号農地法第4条第1項の規定による届
出の受理の取り消しについて、ご報告いたします。

議案書は、49ページをご覧ください。

案件は1件であり、本件につきましては、令和4年8月31日付けで届出されましたが、転用目的が変更となったため、受理の取消し願いが提出されましたので、これを認めるものでございます。概要につきましては備考欄をご覧ください。なお、取り消し後に、報告事項第20号、議案書47ページの農地法第5条届出の7番を受理しております。

続きまして、報告事項第22号非農地証明書の交付について、ご報告いたします。

議案書は、51ページから53ページとなります。位置図も併せてご覧ください。

今回、申請のありました農地につきましては、遊休農地であり、その土地が山林の様相を呈しているなど、農地として復元しても継続利用ができないと見込まれる場合の要件を満たしており、証明基準に合致しております。

申請番号1番については、7月25日に、農業委員等と事務局が現地確認を行い、いずれも山林の様相を呈していることを確認いたしました。

このことから、今回申請地の事実状態に基づき、議案書の証明基準で非農地証明書の交付を行ったものでございます。

以上でございます。

会 長 　　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

■ ■ 委 員 　　今まで数々の苦言を呈してまいりましたが、今回の報告事項第22号「非農地証明の交付について」の説明は非常にわかりやすく、感動いたしました。ありがとうございます。今後もこのような簡潔でわかりやすい説明をお願いいたします。

会 長 　　ほかにご意見・ご質問等ございますか。
特に何もありませんので、2. 議案・報告事項の議案審議を終了します。

会 長 　　次に3. 協議・報告事項等として、「富山県農業施策に関する政策提案意見」について、説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 　　ただ今、説明のありました「富山県農業施策に関する政策提案における本市意見案」について、ご質問等があれば承りたいと思います。

◇ ◇ 委員 中山間地対策のところ、中山間地と平地との間の田の対策も組み込んでいただければと思うのですが。

事務局 平地と中山間地の中の農地の区分け等については認識不足で申し訳ありません。具体的内容については後ほど詳細をお聞かせいただきまして、対策案に追加させていただきたいと思います。

今回提示した案に、委員から提案のあった内容を追加することによってよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

会長 ほかにご意見・ご質問等ございますか。

特にご意見、ご質問等がないようですので、この意見を富山市案として、県農業会議に提出します。

次に、4. 事務連絡等について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会長 ただ今、説明がありました連絡事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

◆ ◆ 委員 本日午前中に開催した、とやま農業未来カレッジとの意見交換会で色々勉強させていただき、これを機にカレッジ生をはじめとした今後農業をする人たちのために、私達も何かしなければならぬと思いました。

意見交換しただけで終わりというのもどうかと思うので、今後何か計画がありましたら教えてください。

事務局 本日の意見交換会で、とやま農業未来カレッジ生から色々ご提案等をいただきました。いただいたご意見は、農業委員会から市長へ提出している意見書に盛り込めるところは盛り込んでいきたいと考えております。

またカレッジ生から多数ご意見をいただいたのは、農地を探すのに苦労しているということでした。窓口でも同様の話がありますので、今後農地のマッチング等の事業をするかどうか、農業委員の皆様と検討させていただきたいと考えております。

▽ ▽ 委員 意見交換会で気になったのですが、農業委員会自身に、農地を探し

ている方に紹介できる農地というものはあるのですか？

事務局 令和5年度に、地域計画を作る際、農業委員会からアンケート調査を行い、その回答にて「貸したい農地」などの情報はありますが、耕作者も対象としていたことからその真意は実際のところ、わかりません。令和6年度以降も継続して調査はしておりますが、最近は本当に売りたい、貸したい意向のある農地の情報を得ることができております。窓口で農地を探したいという方がいらっしゃることもありますが、地域が合わないで紹介ができないので、なかなかマッチングはしない状況です。今後、農地と耕作者とのマッチングを推進するためには、例えば耕作したい希望の農地エリアに対して貸したい農地を提供してもらうなどのシステムづくりの検討が必要ではないかと考えております。

▼ ▼ 委員 農業委員会には既存業務もありますし、農地を探す時は作物に適合した場所を考えないといけないということもあり、そこまでのことは難しいのではないかと思います。農業委員会は農協との連携を行う窓口だけを行うというのが現実的かと思います。

意見交換会でカレッジ生にも言っていたのですが、自分の希望と近い農業を行っている農家を訪ねるのが、一番情報が得られると思います。

会長 ほかにご意見・ご質問等ございますか。

会長 それでは、これにて令和7年度第5回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。